

1. 議事日程（平成29年第2回北広島町議会臨時会）

平成29年4月27日  
午前10時開会  
於 議 場

- |      |        |  |
|------|--------|--|
| 日程第1 |        | 会議録署名議員の指名について                                 |
| 日程第2 |        | 会期の決定について                                      |
| 日程第3 | 報告第3号  | 放棄した債権の報告について                                  |
| 日程第4 | 承認第2号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(北広島町税条例の一部を改正する条例)       |
| 日程第5 | 承認第3号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) |
| 日程第6 | 議案第50号 | 工事請負契約の締結について<br>(どんぐり荘改修工事)                   |
| 日程第7 | 議案第51号 | 財産の取得について<br>(消防ポンプ自動車)                        |

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 浜田芳晴	2番 美濃孝二	3番 真倉和之
4番 湊俊文	5番 敷本弘美	6番 森脇誠悟
7番 宮本裕之	8番 山形しのぶ	9番 亀岡純一
10番 梅尾泰文	11番 室坂光治	12番 服部泰征
13番 伊藤淳	14番 中田節雄	15番 大林正行
16番 伊藤久幸		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	中原健	教育長	池田庄策
芸北支所長	成瀬哲彦	大朝支所長	清水繁昭	豊平支所長	堂原千春
総務課長	古川達也	財政課長	信上英昭	企画課長	畑田正法
税務課長	浅黄隆文	商工観光課長	沼田真路	町民課長	坂本伸次
上下水道課長	中川克也	消防長	石井雅宏		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松浦 誠 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定数に達しておりますので、ただいまから、平成29年第2回北広島町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤久幸） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、宮本議員、8番、山形議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（伊藤久幸） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、会期は本日1日に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 報告第3号 放棄した債権の報告について

○議長（伊藤久幸） 日程第3、報告第3号、放棄した債権の報告について、報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） おはようございます。それでは、報告第3号について概要を説明します。議案集の1ページをお願いします。報告第3号、放棄した債権の報告について、北広島町債権管理条例第15条第1項の規定により、町の非強制徴収債権について放棄したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細については担当から説明します。

○議長（伊藤久幸） 税務課長。

○税務課長（浅黄隆文） それでは、報告第3号の放棄した債権につきまして、債権の所管が複数の課にわたりますので、税務課からご説明をいたします。平成28年度中に放棄しました債権、右側のページをご覧ください。水道料金、簡易水道料金、住宅新築資金貸付金の3つの債権で

ございます。内訳は、水道料金が8名で、18万7992円、簡易水道料金が2名で、6万6048円、住宅新築資金貸付金が2名で、合計36万7020円、総合計で12名、62万1060円でございます。放棄した債権は、自己破産をされた方、本人が死亡され、相続人全員が相続放棄をされた方、本人の所在が調査しても全くつかめない方など、納付の相談もできないし、差し押さえることができる収入や財産もないなどの理由により、回収の見込みが全くない債権でございます。いわゆる不良債権を整理し、町の債権管理を適切に行っていくための債権放棄の処分でございます。ご理解のほどよろしく願いをいたしまして、報告といたします。以上です。

○議長（伊藤久幸） 以上で報告を終わります。2番、美濃孝二議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。住宅新築資金貸付金、これは毎年出てますが、それについて二、三伺いたいと思います。2名分ということですが、この上の27万8316円について、昨年度まで放棄したものがいいのか。また、今後放棄となっていくとか、残債権ですね、これが幾らなのか、また、理由とあわせて伺いたいと思います。両方お願いします。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） それでは住宅新築資金等貸付金のことにつきましては、町民課のほうからご説明申し上げます。2件ほどございます。そのうちの1件の27万8316円のことにつきまして、まず、債権放棄をする理由から申させていただきます。先ほど税務課長のほうからもございましたが、この件につきましては、まず、債務者が所在不明でございます。これは昨年度もこの債権放棄をさせていただいた案件でございます。それと債務者の今の保証人が父親ということになっておりまして、この父親の方も亡くなられております。従いまして、相続人はこの債務者になるということで、交渉相手といえますか、それが所在不明という状況でございます。それから、今後の見込みでございます。今後の見込みにつきましては、これが貸付年度から考えまして、残りが8年度分残っております。従いまして、金額で申しますと、241万余りぐらいの金額になろうかと思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 1件だけいただきましたが、昨年度もあったということですが、昨年、平成28年6月議会で2件ほど出ています。これを見ますと、平成16年、17年度2年で30万1509円と。今年度は1年で27万8316円と。これ何でこういう金額が違うのか。この方だと思んですけども、金額の違いについて説明を求めます。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 済みません、金額の差につきましては、ちょっと把握ができておりません。

○議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 把握できてないと困るんですけども、年度ごとに、もう亡くなられて、10年前の話ですけども、これは。亡くなられて返済ができないと。昨年は、1年にすると15万余りなのに、平均すれば、今年は27万8000円。1年でそんなに差があるものなのかどうか、どうしても疑問なんですよね。それと昨年のここは同じような議論をした中で、理由についても同じような理由があるわけですが、引き続き追跡調査をしていくということで、答えられなかった分も含めて、この問題についてやっていくということですが、金額の違いが。違う理由というのは、違うことがあるのかどうかと、追跡調査しているかを最後に伺います。

- 議長（伊藤久幸） 町民課長。
- 町民課長（坂本伸次） 昨年の6月議会で示させていただきました16年度、17年度の債権放棄の件ですが、ちょっと中身について、今把握できてないんで、申しわけございません。追跡調査というのは、先ほど申しましたように、所在の確認という意味での調査でございます。今年度も当然させていただいたんですが、住所地のほうで異動がないという状況がございまして、いまだに所在が把握できてないということでございます。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 3番、真倉議員。
- 3番（真倉和之） 3番、真倉です。まとめて質問してみたいと思います。水道料金であります。これは前々水道課長のときに、ある程度、支払督促を簡易裁判所にして、ある程度整理はついたと思っておりましたが、資料を見ますと、21年度から出てきております。この点について、北広島町の給水条例の34条、料金の徴収方法、43条の給水停止などを含めて、このことをもう少し早く対応できたんじゃないかというように思いますし、この21年度が出てくるということはどういうことなのか、ちょっとお聞きしてみたいと思いますし、さっき質問したことを答弁いただきたいと思っておりますし、もう一つ、住宅新築資金の貸付金、これについて、先ほど自己破産、相続放棄ということがありましたが、これには必ず融資をするときに物件に対する抵当権の設定がしているはずなんです。この点はどうなっているのか。順位が何番の抵当権を設定されているのか。その点をお聞きしてみたいと思います。
- 議長（伊藤久幸） 上下水道課長。
- 上下水道課長（中川克也） 先ほどの水道料金の債権放棄につきまして、上下水道課のほうからお答えをさせていただきます。21年度からの調定年度が残っております債権につきましては、21年度分からの滞納分につきましては、平成23年6月23日に納付誓約をいただいております。納付誓約を出された時点で、その都度時効が中断しております。水道料金につきましては、5年をめどに整理をさせていただいておりますけれども、23年以降、それ以降も2回の納付誓約をいただいております。その都度、時効が中断しておりますので、今回、この方につきましては自己破産をされておりますので、今回債権放棄に至りました。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 町民課長。
- 町民課長（坂本伸次） 住宅新築資金のほうの担保物件のことでございますが、この2件とも、もう競売等かかりまして財産がないという状況でございます。配当のほうは、ちょっと、あつたかないかということまではちょっと把握できてないんですけど、物件はもうないということでございます。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 3番、真倉議員。
- 3番（真倉和之） 分かりましたが、水道料金の件、これは条例に基づいて手を打っていけば、こういうことは発生してこんと思うんですよ。と同時に、先ほど言いましたように、支払督促を簡易裁判所へしていけば整理ができるわけでありまして、今から水道については、大きな事業へ取り組んでいかなければならんようになりますので、そういう点を踏まえて、これについては的確な条例に基づいた督促をしていただきたいと思っておりますし、例の住宅資金につきましては、競売して何にもないということは、抵当権の設定、高順位におるということだろうと思います。条例を見ますと、優良な抵当権を設定するようになっているんです。それは一つの行政責任があると私は思うんです。今後、こういうことは、この件については発生はしていきませんが、今後のことについては、できるだけそういう点を、自己破産して逃げれば何もない

い、あと、いたとき思えば、抵当権を設定した順位が高順位ぐらいだろうと思うんです。早いで3番ぐらいだろう思っておるんです。どうもこの住宅新築資金の処理のされるのを見ていきますと。高順位におりますと、競売したときの配当金もありますので、その点へ、今からしっかり配慮して対応していただきたいとお願いしまして、質問は終わりたいと思います。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて及び

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（伊藤久幸） 日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて及び日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについての2件を一括議題とします。以上、2件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、承認第2号から承認第3号について一括して概要を説明します。議案集の3ページをお願いします。承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましては、北広島町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。議案集の37ページをお願いします。承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきましては、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。以上、詳細については担当から説明します。

○議長（伊藤久幸） 税務課長。

○税務課長（浅黄隆文） それでは議案集3ページをご覧ください。これは国において、地方税法の一部改正が平成29年3月に法律が制定をされまして、3月31日に公布をされました。それを受けまして、関係する税条例を3月31日付で専決処分をしたものでございます。資料のほうをご覧くださいと思います。平成29年度地方税法等の一部改正による税条例改正の概要でございます。1番としまして、個人住民税でございます。大きな改正として、配偶者控除、配偶者特別控除の見直しがされておりまして。これにつきましては、平成30年分からの収入、所得についての改正でございます。個人の町民税については、それを受けて平成31年度からの適用となります。これは就業調整をめぐる課題に対応するため、配偶者特別控除について、その配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるものです。パート労働者や臨時の労働者にあつては、いわゆる103万円の壁というふうに呼ばれておりますけれども、配偶者控除の適用範囲を超えてしまうか、その範囲にとどまるかで、103万円の壁というふうに呼ばれておるものについて、その上限を150万円に引き上げるものです。これは給与収入のみの場合でございます。資料の3枚目、別紙1をご覧くださいと思います。上段に帯状の図がございます。右側が階段状になっております。103万円のところまでが配偶者控除の範囲でございます。それから先が配偶者特別控除の範囲でございます。この103万円を150万円に引き上げるといふものでございます。詳細については述べませんけれども、これは町民の方にとつ

て非常に関心のある事柄だというふうに思っております。広報きたひろしまなどによりお知らせをしたいというふうに思っております。それから資料の1ページに戻っていただきまして、個人住民税、◎の2番目、肉用牛売却益課税免除の適用期限の3年延長ということでございます。平成30年度まででございましたけれども、平成33年度までに延長されております。これは個人の町民税にあっては、所得としてみなさないという制度でございますけれども、国民健康保険税の算定には、所得として算入をされるものでございます。それから2番目、軽自動車税でございます。グリーン化特例を重点化し、適用期限を2年延長、30年、31年度でございます。資料については一番最後に付けております。これは、今年の4月の広報きたひろしまに掲載をしておるグリーン特例の説明分でございます。平成29年度は、この基準に基づいて課税をしていきます。平成29年の4月発行の5月号の広報きたひろしまでございます。参考までにご覧をいただきたいというふうに思います。それから規模感でございますけれども、平成28年度にこのグリーン化特例を受けました適用された軽自動車でございますけれども、358台、北広島ではございました。それから◎の2番目でございますけれども、燃費性能不正が生じた場合の納税義務者の特例新設でございます。これは昨年28年度に燃費の不正問題が発覚をしておりますけれども、それに対する措置を講ずるものでございます。不正を行った責任者を納税義務者とみなすものです。町にとっては不足額が生じますので、10%加算をして請求をするという措置を講ずるものでございます。3番目の固定資産税でございます。災害に対する軽減措置でございます。これは昨年、熊本地震が4月に発生をしております。相次ぐ災害の発生について、災害ごとの特別法を制定をするものから、軽減措置を常設化する制度が税条例の改正で設けられております。被災をされた代替家屋、償却資産に係る課税標準を4年間2分の1とするというもの、それから住宅用地として課税をする場合6分の1とする軽減措置がございますが、被災に遭われた家屋について、家が建っていないとも、この軽減措置を6分の1軽減措置をとるという期間を2年度から4年度に拡充をするというものでございます。それから保育の受け皿整備促進のために事業主などが一定の保育に係る施設を設置する場合に当該施設に要する固定資産、償却資産などを2分の1とするという措置を講ずることによって、喫緊の課題である保育の受け皿を整備を促していくという措置がとられておるものが主なものでございます。ほかには、条例改正によって、条が変わったり、項が変わったりしたものを修正するもの、または「案分」をするという文字を平仮名から漢字に変えるといった細かな改正が行われております。議案集37ページでございます。国民健康保険税条例についても同様な理由により、平成29年3月31日に専決処分で条例改正を行っております。資料については2ページをご覧いただきたいと思います。低所得者に係る軽減判定所得の見直しがされております。5割軽減、7割軽減の対象を拡大をしております。5割軽減については26万5000円から27万円に。それから2割軽減基準については48万円を49万円に引き上げを行っております。この軽減判定については、所得の申告がないと軽減が受けられません。所得のない方も必ず申告をしていただきたいというふうに思っております。規模感についてでございますけれども、平成28年度においては、軽減世帯1662世帯が軽減の対象となっております。以上です。

- 議長（伊藤久幸） 以上で提案理由の説明を終わります。日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。

- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。配偶者特別控除の見直しが含まれているということですが、条文でいうとどこになるのでしょうか。読んでも、そういう言葉がなかなか見当たらなかったんですけど。
- 議長（伊藤久幸） 税務課長。
- 税務課長（浅黄隆文） 所得控除についてでございます。税条例の作り方が地方税法を参照する作りになっております。従いまして、地方税法が改正をされれば、そこを参照することになっておりますので、直接的に今回の改正で、町の税条例を改正する必要はないということで、ここには上がってきておりません。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） この個人町民税の見直し、配偶者控除、特別控除の見直しで増税になる方はあるのかどうか。どれぐらいの割合なのか伺います。
- 議長（伊藤久幸） 税務課長。
- 税務課長（浅黄隆文） 影響でございますけれども、税負担は軽減されるということでございます。増税はないと思います。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 概要説明書の中で、この配偶者特別控除について、所得控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げると。今までは、例えば500万の人が受けられたけども、それが引き上がると、その間の人は控除を受けられないんじゃないかと。33万円の控除が受けられないのじゃないかと。その所得によってそういう人が発生するんじゃないですか。伺います。
- 議長（伊藤久幸） 税務課長。
- 税務課長（浅黄隆文） 配偶者控除と配偶者特別控除については、納税者本人についていえば、1000万円を超える所得のある方については受けられませんが、103万円の給与収入から150万円の給与収入まで合計所得金額が引き上げられることによって、配偶者控除の範囲が広がるということでございますので、減税のほうに向かうということでございます。
- 議長（伊藤久幸） 税務課長。
- 税務課長（浅黄隆文） 申し訳ございません。単純に言いまして、配偶者控除を受けられる方の合計所得金額が引き上がるということでございますので、減税です。
- 議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。税条例改正の概要というのを資料つくってもらったんで、非常にわかりよいわけですが、その中で、軽自動車のグリーン化特例の件で、平成28年度の特例の適用車が358台ありましたというふうに言われた後に、企業が不正をして、クリーン車であるというふうに言いましたが、クリーン車でなかったということが判明した分まで条例に載っていますが、そういう理解でいいんですよね。ある社がリッター当たり何キロ走りますよということでクリーン車として適用されていましたが、それが適用されないということが判明された。そのことも、この条例に載っているというふうに私は理解しましたから、その車種が幾らぐらいあって、何台該当車があって、調定額が幾らになる予定になっているのかと、この条項による条例による対象者等の説明をいただきたいというふうに思います。
- 議長（伊藤久幸） 税務課長。

- 税務課長（浅黄隆文） この不正を行った場合の措置、特例措置でございますけれども、適用の期日でございますけれども、平成29年4月1日以降でございます。ですから、この358台につきましては、その不正とかの対象ではございません。適用年度が今年度からでございます。
- 議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 条例ができたのが、このたびできたにしても、施行するのは今年の4月1日ということでありまして、この358台は、個人の方にそういう減税措置を受けていただくんだということ、それ以外に、この車以外にも不正を行っていて、燃費がいいよというふうに言っていた車があったというわけでありまして、それについては今年の4月1日以降にその車種等が確定をして、そのことによって10%企業側にその損失額をといいますか、減税額を請求するという流れになるのかなというふうに理解をするわけでありまして、ということで、現在の段階では、4月1日は超えておりますけれども、その把握はできているということになってないというふうに理解をすればいいわけですか。
- 議長（伊藤久幸） 税務課長。
- 税務課長（浅黄隆文） 議案書の28ページをご覧くださいと思います。軽自動車税の賦課徴収の特例ということでございます。16条の2でございます。これは国土交通大臣の認定を受けて、グリーン化特例が適用となります。この不正がございました場合には、国土交通大臣からの通知があるものと認識しております。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） よく分からないんでありますが、不正をしたよというのは、もう去年の段階から、会社の法人の名前まで出ていましたけれども、それが法律によって10%戻してもらおうということを自治体が行うということだろうと思うんですけども、その把握が今年の4月1日が起算日であるとするならば、もう既にどの社のどういう車種のということが明らかにわかっていないとできないのかなというふうに理解したんですが、今の答弁によると、国土交通省から何らかのそういう申し出であるとか、不正をしたんだよというのが届かない限りできないというふうに聞こえてくるわけでありましてけれども、そのところを少し明確にお願いしたいと思います。
- 議長（伊藤久幸） 税務課長。
- 税務課長（浅黄隆文） 先ほども申し上げましたが、法律の施行日が29年4月1日以降でございますので、それ以前のものについては、そういう措置はとれないというふうに思っております。
- 議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。12番、服部議員。
- 12番（服部泰征） 12番、服部です。固定資産税のところで、保育の受け皿整備促進のため、以下の措置を講じるとありますが、これは新設だけなんですか、それとも、もう設置している会社とかも対象になるのでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 税務課長。
- 税務課長（浅黄隆文） 議案集の13ページでございます。61条の2ですけれども、これは家庭的保育事業が1項、それから2項が居宅訪問型保育事業、それから3項が事業所内保育事業ということでございます。これについては、特例の適用申請がございましたら、審査をしまして、特例の適用をしていきたいというふうに思っております。これは、今も制度としてはございますので、適用になりそうだとということになれば、税務課のほうへ照会をしていただければ



というふうに思っております。以上です。

- 議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。本件について承認することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、承認第2号、専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃です。この説明概要の中で、申告の問題、所得等の申告がないと受けられない。ない方も申告と。国保を計算するときには所得割というのがあって、それは所得がゼロの場合は所得がない。所得はそこで分かるのではないかというものですが、いかがなんでしょうか。そうではない、それは申告しないというふうにいけないというふうになっているんですが、分かるんじゃないかということですが。
- 議長（伊藤久幸） 税務課長。
- 税務課長（浅黄隆文） 申告をいただかないと、所得がゼロかどうかはちょっと把握できないと思います。軽減をするためには所得税の申告、または町民税の申告、国民健康保険税の申告、いずれかの申告が必要でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。
- 議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 理解を深めるために確認したいと思うんですが、例えば所得のない方がおられて、確定申告しない場合に国保税の計算というものは、特に所得割というのはどういうふうにあられるのか教えてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。大阪市では申請はしなくていいというふうになってるものですから、自動的に法定減免について適用するというふうになっているものだから、私の理解を深めるために教えていただきたい。
- 議長（伊藤久幸） 税務課長。
- 税務課長（浅黄隆文） 所得税の申告の必要のない方であっても、国民健康保険税の軽減判定をする場合には所得の申告が必要でございます。国民健康保険税の申告書、または町民税の申告書、税務課のほうに用意しております。所得税に比べて簡便的な申告書がございます。それを提出をしていただければと思います。以上です。
- 議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。本件について承認することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第50号 工事請負契約の締結について

- 議長（伊藤久幸） 日程第6、議案第50号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本

案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

- 町長（箕野博司） それでは、議案第50号について概要を説明します。40ページをお願いします。議案第50号、工事請負契約の締結について説明します。本案は、どんぐり荘改修工事について、請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細については担当から説明します。
- 議長（伊藤久幸） 豊平支所長。
- 豊平支所長（堂原千春） それでは議案第50号、工事請負契約の締結について、豊平支所からご説明申し上げます。1、工事名、どんぐり荘改修工事。2、工事場所、北広島町都志見。3、工期、北広島町議会の議決のあった日の翌日から平成30年1月31日まで。4、請負金額、3億4020万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は2520万円。5、請負者、広島市中区国泰寺町二丁目5番4号、錦建設・SUMIDA特定建設工事共同企業体、代表者、錦建設株式会社、代表取締役社長迫谷浩司です。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長（伊藤久幸） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第50号、工事請負契約の締結についてを採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第50号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第51号 財産の取得について

- 議長（伊藤久幸） 日程第7、議案第51号、財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第51号について概要を説明します。議案集42ページをお願いします。議案第51号、財産の取得について説明します。本案は財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細については、担当から説明します。
- 議長（伊藤久幸） 消防長。
- 消防長（石井雅宏） 議案第51号、財産の取得について、消防本部からご説明いたします。1、物件名、消防ポンプ自動車CD-I型。2、納入場所、北広島町消防本部。3、買入価格、3931万2000円。4、契約の相手方、広島県山県郡北広島町川小田10076番地26、株式会社芸北モータース、代表取締役鋸口雅之。5、納入期限、平成30年2月28日。本案は、現在、芸北出張所に配置しております消防ポンプ自動車の老朽化による更新でございまして。4月21日、町内業者7社による入札を行ったものでございまして。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。
- 議長（伊藤久幸） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

ませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第51号、財産の取得についてを採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第51号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。これで平成29年第2回北広島町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 55分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北広島町議会議長

北広島町議会議員

北広島町議会議員